

11月は「ねんきん月間」 11月30日は「年金の日」

国民年金

国民年金は、国籍・職業を問わず、日本に住む20歳～60歳の人全員が加入します。

加入者は、職業などにより、つぎの3種類に分かれます。

- ▶第1号被保険者 農業者、自営業者、学生など
- ▶第2号被保険者 厚生年金に加入する会社員、公務員など
- ▶第3号被保険者 第2号被保険者に扶養される配偶者

この機会に年金加入状況の確認を！

誕生月に届く「ねんきん定期便」やご自宅のパソコンやお手持のスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？

※詳細については、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) または年金事務所でご確認ください。

ねんきんネット

検索

納付した国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

平成30年中に納付した国民年金保険料について、年末調整や確定申告を行うときに社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類【領収証書や社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(※)】の添付が必要となります。

控除対象となるのは、平成30年1月～12月に納付した保険料の全額です。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者や子などが負担すべき保険料を代わりに納付している場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は日本年金機構からつぎの時期に郵送されます。

納付時期	発送時期
平成30年1月1日～10月1日	平成30年11月上旬～中旬
平成30年10月2日～12月31日に今年はいじめて納付	平成31年2月上旬

※控除証明書の再発行などについては、日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004 にご確認ください。

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 145・FAX (43) 1125
春日部年金事務所 ☎ 048 (737) 7112

市では、疾病の予防・早期発見、健康の保持増進のため、人間ドックまたは脳ドックの検査費用の一部助成を行っています。

特定健診を受診した人も申請できます。健診と併用して、ぜひ、みなさんの健康管理に役立てましょう。

対象 受診日時点で、つぎの要件のいずれかに該当する人

- 満35歳以上の国民健康保険被保険者
- 後期高齢者医療被保険者
- ※保険料(料)に未納がない人

助成額 1人2万7000円が上限

※検査費用が上限に満たない場合は、その額を助成

※人間ドックまたは脳ドックのいずれか1回のみ

※後期高齢者医療被保険者は、同一年度内に幸手市国民健康保険で、この助成を受けていない人

申込み 検査結果を受領後、保険年金課窓口で申請してください。

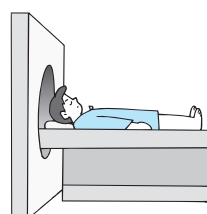
持ち物 被保険者証、検査費用の領収書、検査結果(写しを取り、原本は返却します)、振込先の預・貯金通帳

※人間ドックとは、特定健康診査における健診項目をすべて含むものをいいます。

※脳ドックとは、磁気共鳴映像(MRI)、磁気共鳴血管撮影(MRA)などの画像診断を行うものをいいます。

※検査結果に応じて、食生活改善などを行う「保健指導」のご案内をします。

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1112 内線 4404・FAX (43) 1125



人間ドック・脳ドック 検査費用の一部助成

いい日いい日 11月11日は あったか 介護の日 ありがとう

介護の啓発をするため、厚生労働省が、平成20年に「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」の「いい日、いい日」にかけて、11月11日を「介護の日」と決めました。

多くの人に介護を身近なものとして捉えていただくとともに、それぞれの立場で介護を考え、関わっていただくことが必要となっています。

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8438・FAX (43) 5600

ー 日本は今、4人に1人が65歳以上の「超高齢社会」です ー

平成29年10月1日時点の日本の高齢化率は27.7%で、約4人に1人が65歳以上となっています。家族に高齢者がいないという人でも、公共交通機関を利用した際や仕事先、公共施設など、日常生活の中で多くの人が「高齢者」や「介護」に関わる可能性があります。

元気な高齢者でも、怪我での入院をきっかけに急に介護がはじまるケースや、病気や事故などで若くして介護が必要となるケースもあります。

ー 自分が介護をする立場になった時、また自分が介護を必要としたときのことを考える ー

心身のこと、介護制度のこと、介護サービスのこと、お金のこと、仕事のことなど、不安に感じることがあるかと思います。そのため、前もって介護のことを知っておくことはとても大切です。

▼介護保険制度を利用
親の介護は子どもや家族の役割と考えられてきました。が、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化により、家族だけで介護することが困難となっています。

介護が必要な人とその家族を、社会全体で支えることを目的に2000年(平成12年)4月に介護保険制度が制定されました。

この制度は市町村が運営し、40歳以上のおみなさんが加入者となっています。

介護料を納めることで、介護が必要になったときに、費用の一部を負担することで介護保険サービスが利用できます。

▼さまざまな介護サービス
デイサービスや訪問介護など、在宅生活を支援するサービスがあります。

このサービスを利用するためには要介護認定を受け、介護支援専門員(ケアマネジャー)などが利用計画を立て、その計画に沿ってサービスを受けることになります。

専門的な介護を必要としない場合には、介護予防・生活支援サービス事業を利用することも出来ます。要介護認定を受けずに基本チェックリストを受け、在宅生活を支援するサービスがあります。

地域包括支援センターは 高齢者の暮らしを総合的にサポートします

困っている市民

介護や健康についての相談
権利擁護についての相談
地域での暮らしについての相談

地域包括支援センター

複数の専門職が連携をとりながら
高齢者の暮らしを
支えています。



▼幸手東地域包括支援センター

対象区域 権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区
ところ 幸手市天神島 1030-1 ウェルス幸手内
業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
問合せ ☎ (53) 6151・FAX (53) 6160

▼幸手西地域包括支援センター

対象区域 幸手・行幸・長倉・上高野小学校区
ところ 幸手市香日向 4-5-1 旧香日向小学校内
業務時間 午前9時～午後5時45分(土曜、日曜、祝日を除く)
問合せ ☎ (40) 3443・FAX (44) 0870

▼困りごとの相談は地域包括支援センターへ
高齢者のみなさんが住みなれた地域ですこやかに暮らすためのあらゆる相談に対応する地域の総合相談窓口です。主任介護支援専門員などの専門職が中心となって、お互いに連携を取りながらチームとして高齢者の暮らしを支えています。お気軽にお声がけください。(右図参照)